

【シンガポール】遠隔ギャンブル法が成立

海外立法情報課 藤倉 哲郎

* 2014年10月7日、国会は遠隔ギャンブル法を可決した。遠隔ギャンブルを原則禁止とするものの、非営利法人による例外的な許可営業を認めており、与党内からも異論があった。

1 シンガポールにおけるギャンブル規制

シンガポールでは、1965年の分離独立以前から、賭博法（Betting Act）等でギャンブルは禁止されてきた。しかし、2004年に、シンガポールの新たな観光名所として開発が計画されていた統合型リゾートの施設内にカジノを開設するとの政府の計画が明らかにされた。この計画は、健全性と安全性を観光の売りにしていた同国にとり大きな方向転換であり、そのため、政治的統制が厳しい同国としては異例なことであるが、国内で大きな議論となった。2005年4月、反対論を押し切る形で、リー・シェンロン首相が、国会でカジノ開設の決定を表明し、カジノ解禁が宣言された（注1）。

2006年3月に、カジノ規制法（Casino Control Act）が制定され、同法の規制の範囲内でのカジノ開設が合法化された。2010年には、統合型リゾートであるマリーナベイサンズとリゾートワールドセントーサのオープンに合わせて、両施設内のカジノが営業を開始した。現在、シンガポールでは、この2つのカジノだけが認められている。2013年の両カジノからの収入は60億米ドルに上り、マカオ（452億米ドル）、ラスベガス（65億米ドル）に次ぐ規模であり（注2）、シンガポールのGDPの2%に当たる。

2 遠隔ギャンブル法の経緯

2010年に開設された2つのカジノ以外でのギャンブルは、引き続き現行法で禁止されていたが、シンガポール国民が電話やインターネットを通じて行うギャンブルを規制する法律がなかった。政府は、こうした脱法的なギャンブル行為の取締りを意図して、2014年9月に遠隔ギャンブル法案（Remote Gambling Bill）を国会に提出した。

しかし同法案は、遠隔ギャンブルを原則禁止とする一方で、国内で例外的許可を受けた者による営業を認める内容であった。そのため、2014年10月7日に行われた国会審議では、与党議員からも異論が出されて激しい議論が交わされた。国会で答弁したS.イスワラン第2内務大臣は、法案は、ギャンブルを禁止するシンガポールの基本姿勢を緩めるものではないと強調した上で、1960年代の秘密結社や地下賭博組織の問題に言及しつつ、全面禁止はすべてのギャンブル行為を地下活動化させて、かえってこれらを規制することが困難になると説明し、法案への理解を求めた（注3）。同法案は、例外的許可営業の部分を削除せずに、同日中に国会で可決された。同法は、2015年中に官報にて公布され、即日施行される予定である。

3 遠隔ギャンブル法の内容

同法は、遠隔ギャンブルを、インターネット、電話、テレビ、ラジオ又はその他の電子技術等を用いた通信手段を通じて行われるギャンブルであると定義している（第5条）。そして法律の目的を、遠隔ギャンブルが犯罪又は無秩序に結びつくことを防止し、また、未成年（21歳未満）等を保護するためとしている（第7条）。例外と認められた管理者又は個人による営業を除き、シンガポール国内における遠隔通信手段を用いたギャンブル行為が違法とされ、違反者には、5千シンガポール・ドル（以下S\$, 1S\$は約90円）以下の罰金、6か月以下の禁固刑又はその両方が科せられる（第8条）。さらに、国内外を問わず、第三者が行う遠隔ギャンブルを組織、運営又は管理することによって、第8条に違反する者を生じさせた者には、S\$2万以上S\$20万以下の罰金、5年以下の禁固刑又はその両方が科せられる（第9条）。なお商業目的での運営である場合には、遠隔ギャンブルのサービス提供者（国外にあってシンガポール人を顧客とする運営者又は国内の運営者）には、S\$2万以上S\$50万以下の罰金、7年以下の禁固刑又はその両方が科せられる（第10条、第11条）。

一方で、遠隔ギャンブルへのアクセスや賭金の支払いを阻止する規定も設けられており、インターネットプロバイダー又は金融機関が、アクセス又は支払いを阻止するよう命じる行政命令に従わなかった場合には、命令不履行1日につきS\$2万、最大S\$50万の罰金が科せられる（第20条、第21条）。

遠隔ギャンブル禁止に対する例外は次のとおり定められている。内務大臣が公共の利益になると考えた場合に限り、当該大臣は、国内においてシンガポール人を相手とする遠隔ギャンブルが営業できる例外的許可証を交付することができる（第26条）。例外的許可証の交付を受けるには、申請者が、シンガポールに基礎を置く非営利法人であり、国内の公共的、社会的又は慈善の目的のための基金に資金を割り当てること等を要件としている（同条）。例外的許可証の交付に際して、内務大臣は、当該サービスが犯罪の影響下でないこと、適切な労働者及び管理者等によって運営されていること、青少年及びギャンブルに対して脆弱な人々への悪影響を制御できていること、許可証発行に係る手数料の支払い等の条件を課すことができる（第28条）。内務大臣が定める条件に違反した場合には、S\$100万以下の制裁金が科せられる（第30条）。なお、メディアの監視を含めた同法執行は、警官、情報芸術省所管のメディア開発庁の職員など、内務大臣が適切と判断し任命した公務員が担当する（第32条）。

注（インターネット情報は2015年1月20日現在である。）

- (1) 当時の国内議論については、岩崎育夫「リー首相、無難な政権1年目の運営」『アジア動向年報』（2006年版）pp.374-389が詳しい。
- (2) “Singapore casinos produce \$6 billion in gaming revenue in 2013; market still trails Las Vegas Strip” *Las Vegas Review-Journal*, February 21, 2014, <<http://www.reviewjournal.com/business/singapore-casinos-produce-6-billion-gaming-revenue-2013-market-still-trails-las-vegas-strip>>.
- (3) “Iswaran explains exemptions as Remote Gambling Act is passed” *The Straits Times*, October 8, 2014.